

EU デジタルサービス法案と媒介者責任

小向太郎^{†1}

EU 電子商取引指令（2000 年）には、媒介的サービスプロバイダの責任に関する規定（責任制限規定）がおかれている。しかし、電子商取引指令の責任制限規定に関しては、規定が不明確であることや、EU の各構成国が異なった内容の法律を制定しており、EU 域内の法的安定性と予見可能性を害していることなどの問題点が指摘されてきた。欧州委員会は、デジタルサービス法案を 2020 年 12 月 15 日に公表しており、この法案には、媒介者の責任に関する新たな規定が盛り込まれている。本報告では、デジタルサービス法案の媒介者責任に関する規定を概観し、米国と日本における媒介者責任の議論と比較を行う。

Intermediary Liability on Digital Service Act in the EU.

TARO KOMUKAI^{†1}

The EU Electronic Commerce Directive of 2000 (Directive 2000/31/EC) has provisions that exempt intermediary providers on the Internet from liability for information. However, these provisions have been criticized for being unclear, and some EU member states have enacted laws that do not respect the rule of the directive. The European Commission has proposed "Digital Services Act" on December 15, 2020, which includes new provisions on intermediary liability. This report overviews the provisions on intermediary liability in the proposed Digital Services Act and examines their characteristics and impact.

1. EU における媒介者責任

1.1 EU 電子商取引指令の媒介者責任規定

EU 電子商取引指令（2000 年）[1]は、媒介的サービスプロバイダ（intermediary service providers）の責任に関する規定をおいている。

媒介的サービスプロバイダを、単なる導管（Mere conduit）、キャッシング（Caching）、ホスティング（Hosting）の 3 つに分類しており、（図表 1）のように定義している。

（図表 1）電子商取引指令における媒介者の定義

種類	提供サービス
単なる導管（12 条）	- 通信ネットワークにおける送信・アクセス提供（送信の開始、受信者の選択、情報の選択や変更を行わない） - 送信を行うための自動的中間の一時的保存を含む（合理的な期間を超えてはならない）
キャッシング（13 条）	他のサービス受信者の要求に応じて情報の転送をより効率的に行うことだけを目的として行われる情報の自動的中間の一時的な保存（情報の変更を行わない、情報へのアクセス条件を遵守、業界で一般的な方法に基づく更新ルール、業界で一般的な技術による情報取

	得が可能、元情報削除時の削除等）
③ホスティング（14 条）	サービスの受信者からの要請によって、サービス受信者から提供された情報を保存

そして、それぞれの媒介的サービス・プロバイダが、利用者が発信した情報についての免責を認められるのは、（図表 2）のような場合である。

（図表 2）電子商取引指令における媒介者免責

種類	免責される場合
単なる導管	伝送される情報については、責任を問われない（12 条）
キャッシング	- 自動的かつ一時的に蓄積される情報について、責任を問われない（13 条） - 元情報の存在と、それが削除等されていることを知った場合には、遅滞なく、情報を削除するかアクセスを停止するための措置をとっているときには責任を問われない（13 条 1 項 (e)）
ホスティング	- 違法な行為や情報を実際に知らず、損害賠償請求に関しては、違法な行為や情報を明らかに示す事実や状況を知らないときには責任を問われない（14 条 1 項 (a)） - 上記を認識した場合に、遅滞なく、

^{†1} 中央大学
Chuo University

	情報を削除するかアクセスを停止するための措置をとっているときには責任を問われない（14条1項(b)）
--	--

いずれの種類の媒介的プロバイダについても、EU 構成国の法制度に基づき、裁判所または行政当局がサービス・プロバイダーに対して侵害行為の停止または防止を要求することは可能であり（12条3項，13条2項，14条3項），ホスティングに関しては，加盟国が情報へのアクセスの削除または無効化を執行する手続きを作ることが妨げないとしている（14条3項後段）。

1.2 媒介者責任に関する議論

電子商取引指令の責任制限規定に関しては，規定が不明確であることや，EU の各構成国が異なった内容の法律を制定しており，EU 域内の法的安定性と予見可能性を害しているなどの批判があり，制度の改正が議論されていた．議論されていた論点としては，（図表3）のようなものがある[2]．

（図表3）EUにおける媒介者責任に関する議論

論点	議論の概要
対象事業者と態様に応じた責任	新たなデジタルサービスプロバイダ（クラウド，CDN，検索エンジン，SNS，メディア共有プラットフォーム，オンライン広告サービス，ブロックチェーン利用サービス等）や，シェアリング（AirBnB，Uber等），オークションやフリマ等が，対象になるかどうかを明確化する必要がある．また，それぞれの性格に適した，責任の基準を設けるべきである．
「有害」コンテンツの規制	テロに関するコンテンツのオンラインでの拡散，偽造品を流通させるプラットフォームの利用の増加，虚偽や誤解を招くようなニュースやオンライン広告の拡散などへの対応が懸案となっているが，表現の自由の観点から反対も強い．
アルゴリズム（判断手順）の透明性と中立性	ゲートキーパー（巨大プラットフォーム）等にコンテンツの選別等を義務付ける事前規制を課す場合には，アルゴリズム（判断手順）の透明性と中立性を確保する必要がある．
通知後削除の仕組み	米国デジタルミレニアム著作権法で採用されているような詳細な手順を参考にし，より調和の取れた手順を導入することが望ましい．

自動フィルタリングの導入	自動化されたフィルタリング技術の利用は重要性を増しており，分野や事業者の性格によっては，義務付けの対象となることもあり得る．
グッドサマリタン	媒介者が削除等の対応を取った場合の免責の範囲が不明確である．免責条項の導入を望む声があるが，安易な削除等を助長するという懸念も指摘される．
監督機関	統一的な監督機関の導入について，各構成国の制度との調和が必要だという指摘がある．

European Parliamentary Research Service, Reform of the EU liability regime for online intermediaries, May 2020. より抜粋．

このような議論を踏まえて，欧州委員会は2020年12月15日にデジタルサービス法案を公表している[3]

1.3 デジタルサービス法案で追加された規定

デジタルサービス法案では，従来の3つの媒介者に加えて，オンライン・プラットフォームと大規模オンライン・プラットフォームに関する規定を定めている．

オンライン・プラットフォームとは，サービスの受信者の要求に応じて情報を保存や公開するホスティング・プロバイダである（ただし，そうした機能が他のサービスに付随するマイナーなものである場合を除く）（第2条1項（h））．

そして，その中でも，EU域内で，4,500万人以上のアクティブ利用者がいるものを大規模オンライン・プラットフォームとして特別な義務規定をおいている．

既存の3つの媒介者に関しても，違法情報等に対する自主的自発的措置を行うことに関する免責や，違法コンテンツに関する措置命令，透明性報告義務などが定められている．自主的示達的措置に関する免責は，米国通信品位法230条のグッドサマリタン条項を意識したものであると考えられる．

また，ホスティングに関しては，消費者保護上の問題を免責から除外し，削除要請等に対応するための手続き（ノーティス・アンド・アクション）が定められている．

（図表4）デジタルサービス法案による追加規定

種類	追加規定の例
①媒介者全般（導	違法情報等に対する自主的自発的対処措置を行うことに関する原則的免責

管・キャッシングを含む)	(第6条) 違法コンテンツに関する措置命令 (第8条) 情報提供命令 (第9条) 透明性報告義務 (第13条)
②ホスティング (ユーザにより入力された情報を記録する) サービス)	消費者との契約を媒介する事業者の消費者保護上の責任を除外 (第5条) EU域内の裁判所や行政当局による差止への対応 (第5条) ノーティス・アンド・アクション (第14条)
③非常に巨大なオンライン・プラットフォーム事業者 (EU域内で月間アクティブユーザ4,500万人以上)	システミックリスクの評価・軽減 (第26条 27条) 違法コンテンツの流通 欧州人権憲章が保障する生存権 (7条) 表現の自由と情報の自由 (11条) 差別の禁止 (21条) 子供の権利 (24条) への悪影響 公衆衛生, 未成年者, 市民の言論, 選挙過程に対する負の影響, 治安に対して, 現実的で予見可能な悪影響を及ぼす, 不正使用等の意図的な操作

2. 米国および日本との比較

2.1 米国通信品位法 230 条に関する議論

米国の通信品位法 230 条は、「双方向コンピュータサービスの提供者またはユーザは、自分以外のコンテンツプロバイダによって提供された情報について公表者 (publisher) や表現者 (speaker) として扱われてはならない ((c)(1))」として、他者の情報発信に対する責任を限定している。自社のシステム上で第三者が発信した名誉毀損情報について、その存在を知っていても適用になると考えられており、第三者が発信した情報による名誉毀損やプライバシー侵害については、双方向コンピュータサービス提供者の免責が広く認められている [4]。

また、通信品位法 230 条は、双方向コンピュータサービスの提供者が、有害な情報に対して削除等の措置を取ることにについて、それが善意で自発的に取られる限り責任を問われないとする規定も定めている (47 U.S.C. § 230(c)(2))。

これらの規定が置かれた趣旨は、インターネット上での言論の自由の自由と規制のない発展を奨励し、電子商取引の発展を促進するとともに、子供が有害なコンテンツにアクセスするのを抑止するために、双方向コンピュータサービスの提供者や利用者の、自主的規制を奨励するためであると考えられている [5]。

この通信品位法 230 条に関しては、米国連邦議会で、改正に関する議論が行われている。

例えば、議会上院では、11 月 29 日に「230 条の広範な免責は巨大 IT 企業に悪行を許しているのか? (Does Section 230's Sweeping Immunity Enable Big Tech Bad Behavior?)」と題した公聴会を開いており、巨大 IT プラットフォームの情報の内容に対するスタンスについて、強い批判が寄せられている [6]。

ただし、具体的な批判には、全く反対の 2 つの意見がある。まず、共和党側のものとしてよく挙げられるのは、「自分勝手に検閲のような関与をするのは不適切である」といった意見である。たとえば、トランプ大統領の脱税疑惑報道は制限しないのに、バイデン元副大統領の不正疑惑報道はプライバシーなどを理由に制限しているのは、アンフェアで恣意的な検閲だと批判する。

これに対して、民主党からは「悪い投稿にもっと責任を持って関与すべきである」という意見が出されている。フェイクニュースの拡散などの悪質かつ選挙等にも影響を与える投稿はもっと制限すべきだという。

条文に即して言えば、共和党側の意見は、グッドサマリタン条項を問題視するものである。これに対して、民主党側の意見は、免責の範囲が広範に過ぎることを批判するものであると言える。

2.2 日本プロバイダ責任制限法に関する議論

日本のプロバイダ責任制限法は、対象となるプロバイダ (特定電気通信役務提供者) を「不特定の者によって受信されることを目的とする電気通信の送信」 (特定電気通信) の「用に供される電気通信設備」 (特定電気通信設備) を用いて「他人の通信を媒介し、その他特定電気通信設備を他人の通信の用に供する者」と定義している (2 条)。

プロバイダが媒介した情報による権利侵害に対して責任を問われるのは、①情報の流通によって他人の権利が侵害されていることを知っていたとき、または、②当該情報の存在を知っておりその情報によって他人の権利が侵害されていることを知ることができたと認めるに足る相当な理由があるときであって、当該情報の送信を技術的に防止 (送信防止措置) ができるにも関わらずそれを行わなかった場合に限定されている (3 項 1 項) [7]。

インターネット上の誹謗中傷に関しては、「特定の個人に対して多くの誹謗中傷の書き込みが行われるいわゆる『炎上』事案や、震災や新型コロナウ

ウイルス感染症などの社会不安に起因するデマの流布や誹謗中傷が行われるなど、特に SNS 上での誹謗中傷等の深刻化が問題となっている」ことを受けて、総務省が「プラットフォームサービスに関する研究会」および「発信者情報開示の在り方に関する研究会」を設置して検討を行っている。

2020 年 9 月には、政策の全体像をまとめた「インターネット上の誹謗中傷への対応に関する政策パッケージ」を公表して、関連の施策を次の 4 つに整理している。

- ①ユーザに対する情報モラル及び ICT リテラシー向上のための啓発活動
- ②プラットフォーム事業者の取組支援と透明性・アカウントビリティ向上
- ③発信者情報開示に関する取組
- ④相談対応の充実に向けた連携と体制整備

2.3 日米欧の比較

米国や EU では、①いわゆる有害情報に対して規制を強化するかどうか、②媒介者の削除義務や削除権限をどうするか、といった問題が、主要な論点になっている

これに対して、日本の議論では、リテラシーの向上、事業者の自主規制、発信者情報開示制度の見直し、苦情対応の改善といったことを中心に検討が進められており、制度的な議論は発信者情報開示請求に関するものに集中している。

(図表 5) 日米欧の媒介者責任に関する比較

		違法情報	違法が疑われる情報	いわゆる有害情報
米国	監視義務	×	×	×
	削除義務	×	×	×
	削除権限	○	○	○
EU	監視義務	×	×	×
	削除義務	○	×	巨大 PF の対応義務
	削除権限	○	○	
日本	監視義務	×	×	×
	削除義務	○	照会後	×
	削除権限	○	削除	△

※網掛けは、現在問題となっている論点

3. まとめ

日本におけるインターネット上の誹謗中傷対策は、リテラシーの向上、事業者の自主規制、発信者情報開示制度の見直し、苦情対応の改善といったことを中心に検討が進められている。もちろん、これらも、全て重要な課題である。

しかし、日本では、米国や EU で議論となっている媒介者責任制度のあり方については、ほとんど検討が行われていない[8]。

しかし、言論やコミュニケーションのデフォルト状態をつくる媒介者の責任のあり方が非常に重要であることは疑いがない。また、事業者の自主的取組と発信者情報開示制度の改善で、誹謗中傷による被害が本当に解消に向かうのかについても、十分な検討を行う必要がある。現在の媒介者責任制度について、きちんとした評価を行うことが必要である。

謝辞

本研究は、科学研究費補助金・基盤研究(C) (課題番号: 18K01393) による研究費を得て実施した。

参考文献

- [1] Directive 2000/31/EC of the European Parliament and of the Council of 8 June 2000 on certain legal aspects of information society services, in particular electronic commerce, in the Internal Market.
- [2] European Parliamentary Research Service, Reform of the EU liability regime for online intermediaries, May 2020. [https://www.europarl.europa.eu/RegData/etudes/IDAN/2020/649404/EPRS_IDA\(2020\)649404_EN.pdf](https://www.europarl.europa.eu/RegData/etudes/IDAN/2020/649404/EPRS_IDA(2020)649404_EN.pdf).
- [3] Proposal for a REGULATION OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL on a Single Market For Digital Services (Digital Services Act) and amending Directive 2000/31/EC.
- [4] 小向太郎「Twitter 上の警告表示とグッドサマリタン条項」情報処理学会研究報告電子化知的財産・社会基盤 (EIP) Vol.2020-EIP-89 No.15 (2020/9/11).
- [5] Gonzalez v. Google, Inc., N.D.Cal.2017, 282 F.Supp.3d 1150.
- [6] U.S. Senate Committee on Commerce, Science, and Transportation, Hearings on “Does Section 230’s Sweeping Immunity Enable Big Tech Bad Behavior?”, Oct. 28, 2020. <https://www.commerce.senate.gov/2020/10/does-section-230-s-sweeping-immunity-enable-big-tech-bad-behavior>.
- [7] 小向太郎『情報法入門』(NTT 出版, 第 5 版, 2020 年) 126-129 頁.
- [8] 小向太郎「インターネット上の誹謗中傷と媒介者責任」中央大学国際情報学部『国際情報学研究』創刊号 53-62 頁 (2021)